

山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に応じて夜間営業時間の短縮にご協力いただいた事業者の皆様に、協力金が支給されます。

○支給要件

- ・要請対象となる施設を営む法人又は個人事業主で、時短営業要請の開始日（令和4年2月9日）の前日以前から営業し、申請時点において営業を継続していること
- ・要請期間の全ての日において、経営する全ての対象施設が、山形県が発出した要請（別紙「営業時間短縮の協力要請」）に全面的に協力すること（休業を含む）
⇒準備等、やむを得ない事情がある場合は、令和4年2月11日（金）午前0時までに時短営業を開始

（その際は、準備期間の日数は支給対象日数から除かれます。）
- ・業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること
- ・時短営業又は休業について、店頭ポスター、チラシ、HPなどで周知すること

○支給額の算定方法

「1日当たりの協力金の額」×「時短営業（休業を含む）した日数」

※まん延防止等重点措置区域内に複数の施設を有している場合、要請対象となる全ての施設においてご協力いただいた場合に限り施設の数に応じて協力金が支給されます。

≪ 認証店 ≫		前年又は前々年の1日当たりの売上高		
		7万5千円以下	7万5千円超～ 25万円以下	25万円超
中小企業者	A 売上高による方法	4万円／日	4～11万円／日 （1日の売上高の 4割＋1万円）	11万円／日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】 1日当たりの協力金の額＝ 前年又は前々年からの 1日当たりの売上高減少額×0.4		
大企業（売上高減少額による方法）		【上限額】 20万円 又は 前年若しくは前々年の 1日当たりの売上高×0.3のいずれかの低い額		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可

≪非認証店≫		前年又は前々年の1日当たりの売上高		
		7万5千円以下	7万5千円超～ 25万円以下	25万円超
中小企業者	A 売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金の額＝ 前年又は前々年からの 1日当たりの売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		
大企業（売上高減少額による方法）				

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可

○申請に際して

協力金申請の際に下記の書類が必要となりますので、必ずご準備願います。

- ・屋号、店名や飲食スペース、感染防止対策の実施が分かる店舗の外観・内観の写真
- ・時短営業又は休業に関して告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DMなど（県が作成した店頭ポスター（貼紙）の例が県のHPに掲載されていますのでご活用ください。本通知にも同封しています。）

※申請場所、申請方法等については、県で調整中です。

○協力金に関するお問い合わせ先

山形県産業労働部商工産業政策課 電話023-630-2361

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分

支給要件Q&A

Q1 従前より、午前5時から午後8時までの範囲内で営業している店舗は対象か。

A1 時間短縮をしていませんので支給対象とはなりません。

Q2 午後8時までの時短営業とはこういった状態のことか。

A2 午後8時には閉店し、店内にお客様がいない状態にあること。従業員が後片付けをしてもいいがお客様が来店されないようにしてください。

Q3 本社は県外で、県内（市内）で営業しているが対象となるか。

A3 市内に店舗等を有し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的に協力した場合は対象となる。

（この他にも山形県のHPによくある問い合わせ（Q&A）が掲載されています）

この通知は、市内の食品衛生許可証を取得している事業主の方に送付しています。